

中小企業者持続化補助金（災害支援枠） Q&A

Q1 補助対象事業者の定義は何か。

A 石川県内に本社又は主たる事業場を有する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業者が対象です。なお、小規模事業者及びみなし大企業等は対象外です。（詳細は公募要領 P2 を参照）

Q2 「常時使用する従業員数」に含まれない従業員とは何か。

A 以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (a).会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- (b).個人事業主本人および同居の親族従業員
- (c).（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の社員 *法令や社内就業規則等に基づいて休業・退職措置が適用されている者
- (d).以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - (d-1).日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）
 - (d-2).所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※)」の所定労働時間に比べて短い者

※本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

「(d-2)パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」もしくは、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

Q3 事業計画策定にあたり商工会・商工会議所の会員以外も商工会・商工会議所への事業計画の確認は必要か。

A 必須要件となっております。

Q4 売上減少を示す書類を取得するにあたり何が必要か。

A 自治体ごとに提出書類、様式が異なりますので、事業所所在地の市役所、役場へ直接お問い合わせください。

Q5 申請要件である「補助事業計画策定要件」において、「事業再建に向けた取組」とは具体的にどのような事業計画のことか。

A 「事業再建に向けた取組」とは

- ・販路開拓
- ・商品開発
- ・生産性向上
- ・各種復旧 ※

など、早期の事業再建に向けた計画を策定していることを指します。

※復旧費単独で申請する場合、関連した販路開拓・商品開発・生産性向上などの取組（予定も含む）が計画に含まれていれば対象となります。

Q6 事務所や設備等の修理・修繕は対象となるか。

A 「事業再建に向けた取組」に基づかない修理・修繕は対象外です。事業計画に基づくものであり、令和6年能登半島地震で被害を受けた施設・設備についての修繕・修理は対象です。

Q7 事業を継続していくうえで販売方法を実店舗型から新たに車両を購入し移動販売型に変更したい。

A 原則、新たな車両の購入は認められません。（既存事業に供する車両が被災した場合に限り、事業再建につながる購入・買替え等は補助対象となります。）

Q8 事業にのみ使用していた営業車が被災し本事業にのみ使用する車両を購入したいがグレードアップは可能か。

A グレードアップは認められません。同等車種に限り認められる場合があります。

Q9 賃貸業を営むが、貸出を行っている物件・設備等について、被災の被害により修繕や買替えが必要となった。修繕費や買替費は対象となるか。

A 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達費用及び物件設備の修繕・買替費等は対象外です。

Q10 取引の見積書は1者のみが対象となるか。

A 発注税込100万円以上の場合には対象とはなりません。2者以上から見積書を取得し、より安価な発注（委託）先を選定してください。なお、中古品に関しては、金額に関わらず、すべて2者以上からの見積が必要です。

Q11 事業の一部を一括して委託契約してもよいか。

A 補助事業は再委託の禁止となっております。受託者が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な業務については直接業務委託してください。

Q12 見積書等の提出書類の宛名が法人代表者名のみで取得したが対象となるか。

A 対象とはなりません。本補助事業における見積書、契約書(注文書・注文請書)、納品書、請求書、振込受領書等は、全て申請者名義（交付決定通知の名義＝正式名称）のみが対象となります。